

議案第 59 号

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

市が管理する緑地内の樹木と接触し、車両を損傷した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

記

- 1 相手方 住所 (略)  
氏名 (略)

2 事故の概要

令和3年5月3日（月）午後4時頃、相手方が、堀兼・上赤坂公園西側の市道C第1177号線を車両で所沢方面から走行中、市有地である緑地保全地の樹木の枝が強風により折れて垂れ下がってきたため、車両と接触し屋根などを損傷した事故が発生した。

3 損害賠償の額その他の和解内容

損害賠償額 533,626円

その他 市と相手方は、本件事故に関し、上記損害賠償金以外には何ら債権債務がないことを確認する。

令和3年7月29日

狭山市長 小谷野 剛